

保健所長 殿

病院名（診療所名）

所在地

電話番号

管理者氏名

診療用エックス線装置備付届出事項の
一部変更届

次のとおり診療用エックス線装置の備付届出事項の一部を変更したので、医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第29条第1項の規定により届け出ます。

1 一部変更に係る診療用エックス線装置備付届出年月日	年 月 日	
2 変更するエックス線装置備付届出事項（該当する項目の□を■で表示すること。）		
<input type="checkbox"/> （1）エックス線装置の製作者名及び型式 <input type="checkbox"/> （2）エックス線高電圧発生装置の定格出力 <input type="checkbox"/> （3）エックス線診療に従事する医師，歯科医師，診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴 <input type="checkbox"/> （4）エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要 <input type="checkbox"/> （5）エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要 <input type="checkbox"/> （6）エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する予防措置の概要		
3 変更の理由及び 変更年月日		
4 変更前		5 変更後

6 添付書類	<p>① 変更する診療用エックス線装置備付届出事項が (1), (2), (4), (5) 又は (6) の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい放射線測定結果報告書 (日本工業規格 A 列 4 番) 又はしゃへい計算書を添付すること。 <p>② 変更する診療用エックス線装置備付届出事項が (5) 又は (6) の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接室名, 上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。 ・ エックス線診療室の平面図は, 照射方向, エックス線管から天井, 床及び周囲の画壁外側までの距離 (メートル) 並びに防護物の材料及び厚さを記入した 50 分の 1 の縮図とすること。ただし, 歯科用エックス線装置に係るエックス線診療室については, 25 分の 1 の縮図その他の見やすい縮図とする。 ・ 平面図中に, 管理区域, その標識及び使用中の表示の位置を記入すること。
--------	---

(注) 1 エックス線装置 1 台につき当該様式 1 部を提出すること。

2 変更の日から 10 日以内に提出すること。

3 □欄には該当するものを■で表示すること。

4 変更する診療用エックス線装置備付届出事項が (3) の場合には, 「4 変更前」, 「5 変更後」の欄に記載するエックス線診療に従事する医師, 歯科医師, 診療放射線技師又は診療エックス線技師のエックス線診療に関する経歴として, 次の事項を記載すること。

(1) 医師, 歯科医師, 診療放射線技師又は診療エックス線技師の卒業学校, 卒業年度

(2) 免許証番号, 免許証取得年月日

(3) 入職年月日 (放射線関係科配属年月日)

5 具体的な「4 変更前」, 「5 変更後」の欄への記載は, 変更する事項に係る様式第 47 号診療用エックス線装置備付届の記載を参考に行うこと。